



# 東京が切り拓く新時代の公園経営を目指して

パークマネジメントマスタープラン

*Park Management  
Master Plan*

平成16年8月

 東京都建設局

# 目 次

	ページ
序 東京がめざす公園づくり	1
第1 東京の公園づくりの基本理念	3
第2 パークマネジメントへの転換	5
1 パークマネジメントを支えるシステムの構築	6
（1）マスタープランと公園別マネジメントプラン	
（2）マネジメントサイクルの導入	
2 推進方策	7
（1）公園評価制度の導入と指標・目標値の設定	
（2）重点化による効果的な事業推進	
（3）都民の知恵、労力、資金を生かすしくみづくり	
（4）規制見直しなどの制度整備	
3 多角的な視点による事業の展開	9
（1）広域的な視点	
（2）地域的な視点	
（3）貴重なストックを活かす視点	
（4）都民、NPOなどとの協働・連携の視点	
（5）公園緑地情報活用の視点	

<b>第3 目標の実現に向けた10のプロジェクト</b>	・・・・・・・・・・	11
プロジェクト1：丘陵地等の保全・活用広域連携プロジェクト	・・・・・・・・	12
プロジェクト2：水と緑の骨格軸形成プロジェクト	・・・・・・・・	14
プロジェクト3：自然とのふれあいプロジェクト	・・・・・・・・	16
プロジェクト4：都立公園の千客万来プロジェクト	・・・・・・・・	18
プロジェクト5：都心の緑のネットワーク推進プロジェクト	・・・・・・・・	21
プロジェクト6：防災ネットワーク推進プロジェクト	・・・・・・・・	23
プロジェクト7：民間の活力導入促進プロジェクト	・・・・・・・・	25
プロジェクト8：都立公園の魅力向上プロジェクト	・・・・・・・・	27
プロジェクト9：都立公園の安全快適プロジェクト	・・・・・・・・	29
プロジェクト10：パートナーシップ推進プロジェクト	・・・・・・・・	31

<b>第4 各公園のマネジメントプランの策定</b>	・・・・・・・・・・	34
(1) 各公園のマネジメントプランの位置付け		
(2) 各公園のマネジメントプランで定める内容		

資料1：「原案」に対する都民意見等の概要

資料2：東京都公園審議会答申「今後の都立公園の整備と管理のあり方」概要

資料3：パートナーシップ発展段階のイメージ

# 序 東京都が目指す公園づくり

---

## 公園緑地行政の今後の道筋を問う

都立公園の歴史は、明治6年の太政官布達に基づき、上野寛永寺等が東京府の公園として指定されたことに始まります。その後、明治22年の市区改正設計、大正13年の震災復興計画、昭和21年の戦災復興計画など都市計画の変遷を経て、現在では76公園、約1,700haの都立公園が開園しており、多くの都民に親しまれるとともに、東京のまちづくりの重要な基盤となっています。

しかし、この間、良好な自然環境の減少、価値観の多様化、協働型社会形成への動き、少子高齢化の進行、経済情勢の変化など公園を取り巻く状況は変化し、都立公園でも様々な課題が顕在化してきています。また、去年は、日本で最初の近代公園である日比谷公園の誕生100年の節目の年として、公園緑地行政の転換点でもありました。

こうしたことを背景に、平成14年5月、都は、明確な方針をもって公園緑地行政を進めるため、これからの「都立公園の整備と管理のあり方」について東京都公園審議会に諮問しました。

審議会では、他の自治体や関連事業者などとの連携、貴重なストックの活用、効果的な整備・管理の手法、都民との協働・連携についてなど、様々な論点にわたって議論され、その結果が答申としてまとめられました。

## 答申が示す都立公園の整備と管理のあり方

答申では、東京の公園づくりを考えるにあたり、

生命都市をつくる

都市再生を支える

心を豊かにする

協働・連携を進める

ネットワークをつくる

の5つの観点を示されました。からはまさに都立公園のあるべき姿であり、とは公園づくりを進める手法を示しています。

また、答申の主眼として、従来の行政主導の事業手法から、都民、NPO、企業と連携しながら、都民の視点にたって整備し、管理していく「パークマネジメント」への転換が提言されました。

さらに、まず取り組むべきリーディングプロジェクトとして、都県を越えた連携による丘陵地の保全・活用、都心周辺の緑のネットワーク推進、公園を核とした観光拠点づくり、規制緩和・民間ノウハウの導入、パートナーシップの推進、の5つが提案されています。

## 新時代にふさわしい都立公園の改革に向けて

答申を受けて都立公園の改革に取り組むには、都立公園のあるべき姿を今いちど明確にして、東京が目指す公園づくりの方向性を定めておく必要があります。また、この方向に向けて、都民、NPO、企業と協働・連携して施策を進めていくには、目に見えるかたちで目標を設定し、施策の評価を行い、その成果を検証していくことが必要です。そのためには、答申でも示されたように、P（計画）・D（実行）・C（評価）・A（施策の見直し）サイクルを用いた仕組みを導入することが有効です。

答申では、公園の将来像を実現するための様々な新しい施策が示されました。一方で、これまで行政として取り組んできた防災拠点となる公園の整備や安全・安心な公園づくりについても、着実に進めていかなければなりません。

さらに、平成15年9月の地方自治法の改正を受け、平成18年度から指定管理者制度の本格的な導入が予定されています。このため指定管理者とも公園づくりの目標を共有して、都立公園の特性を活かした運営を進めていくことが必要です。

これらの必要性を踏まえた上で、パークマネジメントマスタープランでは、東京が切り拓く新時代の公園経営を目指した今後10年程度の方向性と取組み、公園づくりを進めるために必要な仕組みを定めました。

今後、それぞれの公園の立地や歴史的経緯、利用動向などを踏まえた上で、公園ごとに方針を絞り込んだ公園別のマネジメントプランを順次定めて、個性豊かな公園運営を進めていきます。

# 第1 東京の公園づくりの基本理念

答申で示されたあるべき姿を踏まえて、都立公園の目指すべき方向性を3つの「基本理念」として定めます。

公園は、東京が直面している諸問題の解決に向けて、関係機関や周辺地域とも連携しながら多様な機能を果たしていくことが期待されています。

この機能を環境、都市構造、生活の3つの側面からとらえ、それぞれ公園づくりの基本理念とそれに向けた公園づくりの目標を定めました。

ここに3つの基本理念と10の目標を明確にし、これに向けて都民共有の財産である都立公園を着実に整備・拡充していくとともに、誰もが安心して楽しく利用できるよう、適切に維持・管理し、次世代に継承するよう取り組んでいきます。

## 基本理念

生命を育む環境を次世代に継承する公園  
都市の魅力を高める公園  
豊かな生活の核となる公園

### <基本理念1>

#### 生命を育む環境を次世代に継承する公園

東京の貴重な緑である公園は、多様な動植物の生息・生育空間となるとともに、ヒートアイランド現象緩和といった環境負荷の軽減などの機能を有しています。これらの機能を維持し、高めていくことにより、生命を育む環境を次世代に継承する公園づくりを目指していきます。

《公園づくりの目標1》広域的な緑の系となる丘陵地等を保全、活用する

《公園づくりの目標2》連続した緑の軸と拠点を設け緑の骨格を形成する

《公園づくりの目標3》都民・NPO等との連携により動植物の生息・生育空間を守り育てる

< 基本理念 2 >

都市の魅力を高める公園

---

公園は、国際都市としての風格づくりや防災空間の確保など、都市を形成する重要な機能を担っています。地域のまちづくり活動などと連携・協力しながら、これらの機能を充実させ、都市の魅力を高める公園づくりを目指していきます。

《公園づくりの目標 4》東京の顔となる歴史・文化を活かす公園づくりを進める

《公園づくりの目標 5》東京に風格を与える緑を創る

《公園づくりの目標 6》緑の防災ネットワークを創る

《公園づくりの目標 7》民間の活力・ノウハウを活かした公園づくりを進める

< 基本理念 3 >

豊かな生活の核となる公園

---

公園は、レクリエーションや心の安らぎを得る場として、都民の生活に密着した空間や施設を提供しています。より一層、都民に親しまれる公園とするため、安全・快適性の向上に加え、価値観の多様化や新しいニーズに応える、豊かな生活の核となる公園づくりを目指していきます。

《公園づくりの目標 8》楽しさあふれる公園づくりを進める

《公園づくりの目標 9》安全・快適な公園づくりを進める

《公園づくりの目標 10》パートナーシップによる公園の管理運営を進める

## 第2 パークマネジメントへの転換

---

公園づくりの基本理念及び目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から、都民、NPO、企業と連携しながら都民の視点にたって整備し、管理するパークマネジメントへと転換を図ります。

パークマネジメントとは

東京が目指す公園づくりの基本理念及び目標は、公園面積の拡大や公園施設の整備だけではなく、公園の管理運営の改善、改革を目指すものです。これまで以上のサービスの向上、業務の効率化などを目指して民間の力を活用する指定管理者制度も導入されます。都民の立場に立ったサービスを提供し、企業経営手法の長所を取り入れた公園の管理運営を行う大きな転換点にきています。

都では、先駆的な取り組みとして、平成15年度から「思い出ベンチ事業」や「日比谷100周年記念事業」などを実施し、公園を愛する都民や地域、企業に支えられながら公園施設の更新や、公園の活性化イベントを行ってきました。

このような流れを発展させ、行政主導の公園づくりから都民、NPO、企業との協働、連携による公園づくりに方向転換していくには、だれからもわかりやすい目標設定と透明性の高い事業実施が必要です。

パークマネジメントとは、このような観点から、公園利用者の満足を創出し都民生活の豊かさに資するため、多角的な視点による事業を実施するとともに、結果を評価して継続的に改善を行っていくことです。

都では、パークマネジメントを進めていくため、次の3点に取り組みます。

多角的な視点による事業の展開

新しい公園の魅力や可能性を発掘するための5つの視点（広域的な視点、地域的な視点、貴重なストックを活かす視点、都民やNPOなどとの協働・連携の視点、公園緑地情報活用の視点）を取り入れ事業を展開していきます。

推進方策の確立

都民とのパートナーシップによる管理運営、公園資源の有効活用などの観点から事業を推進し、パークマネジメントを有効に機能させるために、新しい制度の整備や見直しを行います。

パークマネジメントを支えるシステムの構築

PDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、計画、実施、評価、施策の見直し、といった一連の取り組みを明確化し、その成果を新たな施策に反映させていくことで、より良い公園づくりにつなげていきます。

## 1 パークマネジメントを支えるシステムの構築

### (1) マスタープランと公園別マネジメントプラン

本マスタープランでは、今後の都立公園全体の方向性と取組みを定めます。これに基づきそれぞれの取組み方針を公園別マネジメントプランとして定めていきます。

### (2) マネジメントサイクルの導入

より良い公園づくりに向けて、P(計画)・D(実施)・C(評価)・A(施策の見直し)サイクル(=マネジメントサイクル)により、明確な目標設定とこれを達成するための継続的な改善のシステムを構築していきます。

マネジメントサイクルは、次の2つのサイクルを用いていきます。一つは、都立公園事業全体の展開と効果を掌握するため、マスタープランの取組みを対象とするマネジメントサイクルで、3年程度を1サイクルとします。二つ目は、公園ごとの目標管理を行うため、公園別マネジメントプランの取組みと利用者評価を目安としたマネジメントサイクルで、1年程度で1サイクルとなるようスケジュールを組んでいきます。

#### 計画(P L A N)

マスタープランでは、公園づくりの基本理念にむけて10年程度の方針と取組み(実施プログラム)を計画(P)として定めます。

このマスタープランの内容に基づき、公園別の取組み方針をマネジメントプランとして定めていきます。公園別のマネジメントプランは、平成18年度からの指定管理者制度本格実施に向けて、指定管理者とも公園の管理運営の方針、目標などの基本的事項が共有できる内容にしていきます。

#### 実施(D O)

計画は、都が主体的に実施する事業は、着実に進めていきます。

指定管理者等に実施を委ねる事項は、指定管理者等の着想や事業上のノウハウなども取り入れながら、適切かつ効果的な事業執行や管理運営として成果が現れるよう、指導、監督していきます。

また、市区町村、都民、NPO、企業などとの連携が必要な事業は、都が推進役・調整役となって取り組んでいきます。

#### 評価(C H E C K)

マスタープランで定める計画内容は、事業効果の観点から3年程度でその目標に対する達成状況を評価します。評価にあたっては、自己評価を行うとともに公園審議会などの第三者機関に評価をお願いします。

これと並行して、都民による公園ごとの評価に段階的に取り組んでいきます。評価は、利用者が感じる満足度、魅力度などを中心に行っていきます。

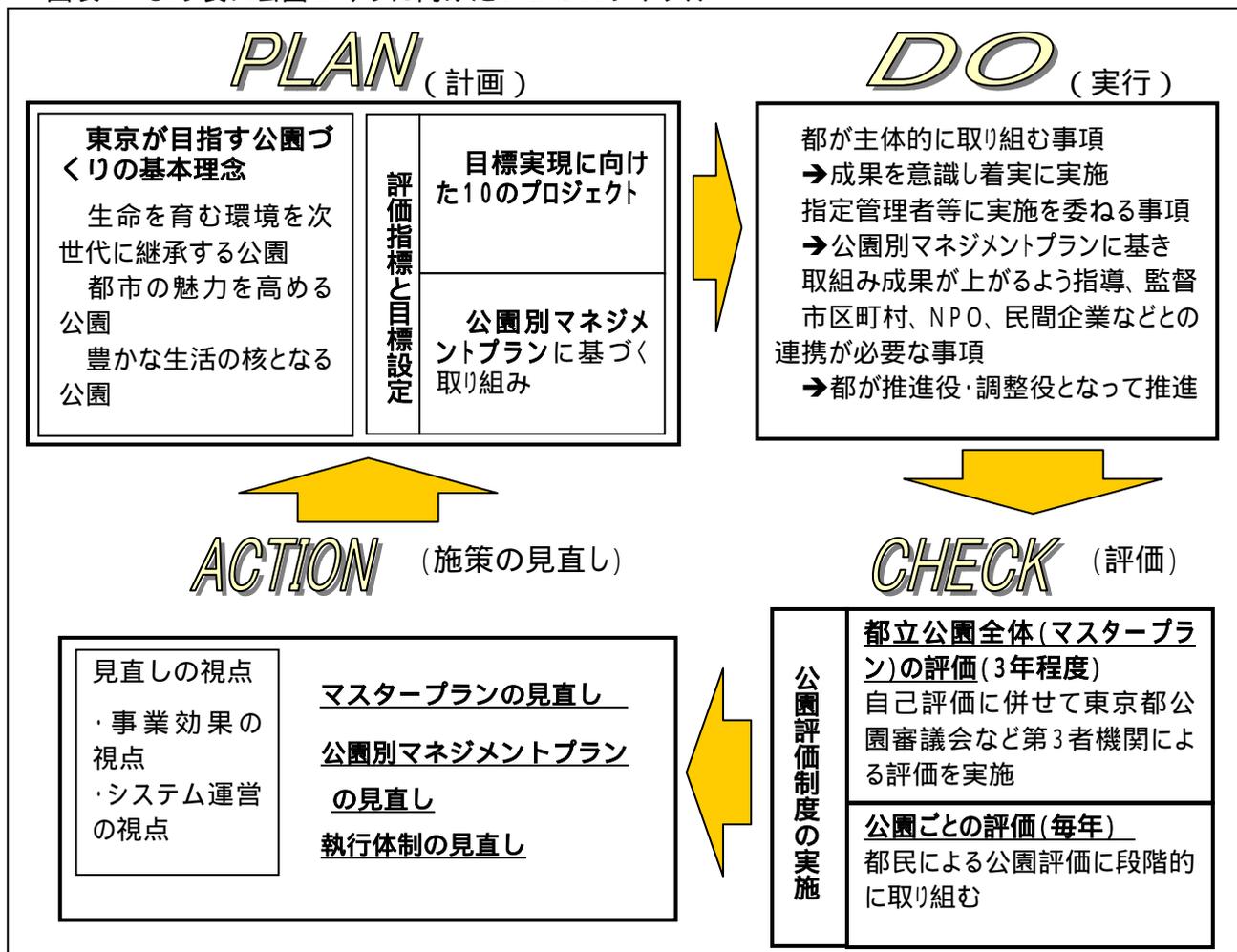
さらに、マスタープランや公園別のマネジメントプランを進めていくためのシステム運営の視点(設定目標の適正性、運用体制の適正性など)による評価にも取り組んでいきます。

## 施策の見直し(ACTION)

マスタープランの目標達成状況の評価を受けてその分析を行い、実施プログラムの見直し、及び、組織や予算配分など執行体制への反映に努めていきます。

また、都民の評価、NPO等からの意見などを踏まえた上で、効果的、効率的な管理運営や維持管理、施設改修などに取り組んでいきます。

図表1 より良い公園づくりに向けたPDCAサイクル



## 2 推進方策

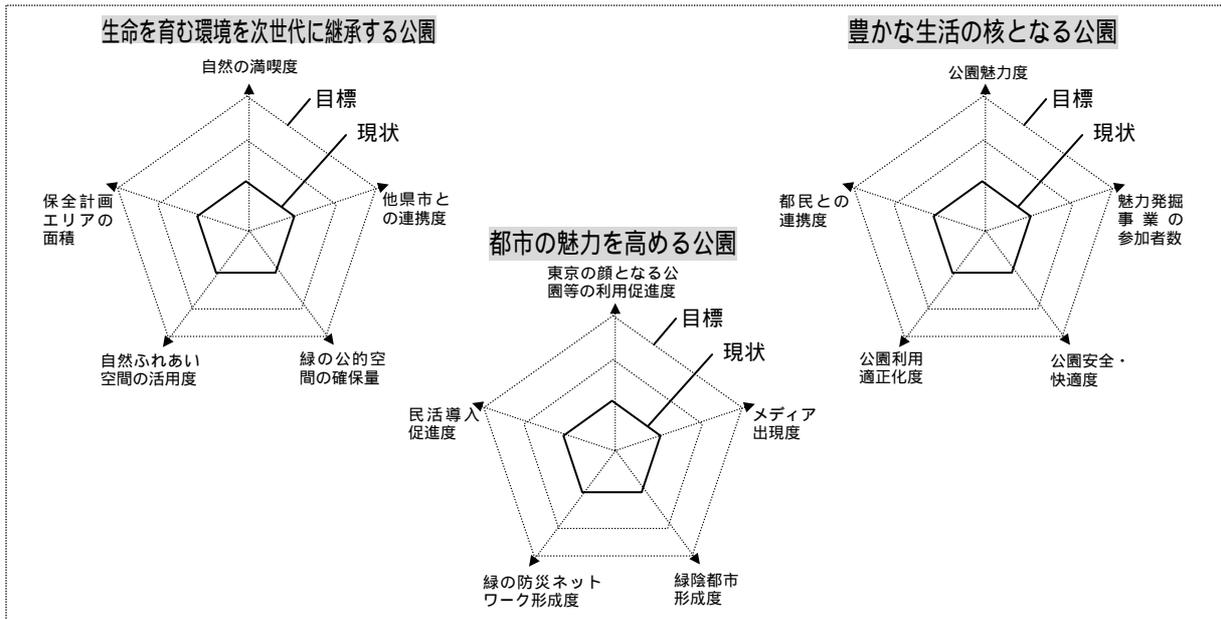
### (1) 公園評価制度の導入と指標・目標値の設定

パークマネジメントを推進していくには、評価制度の導入が不可欠です。取り組みと成果を評価することによって、改善すべき点が明確になり、より良い公園づくりに向けて目標と取り組み事項を見直しながら継続的な改善につなげることができるからです。

公園評価制度の導入にあたっては、目標ごとに指標と目標値を定め、その達成度合いを検証していきます。

そのため、これまでの公園整備の事業量を表す指標に加え、自然の満喫度、利用促進度、メディア出現度、公園魅力度や公園安全快適度などを新たに指標として定めてデータを収集し、成果検証に役立てていきます。

図表 2 指標と目標達成度の表し方



(2) 重点化による効果的な事業推進

整備の重点化と手法の工夫

都の一般会計が減少傾向にある中で、公園関連予算も同様の傾向にあります。加えて現在、これまでの公園用地取得に要した経費の償還期にあたり、平成 21 年度までは毎年 150 億円を超える償還が見込まれています。

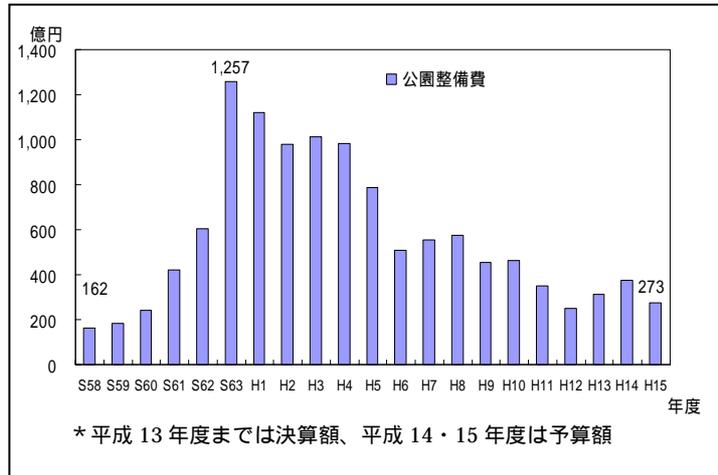
こうした状況の中、事業の必要性や効果を検証し、優先順位の明確化や集中投資などの重点化を行うことにより、効果的な予算配分に努めていきます。

また、まちづくり手法の導入による公園整備の促進策や、都市公園法改正を踏まえた立体公園制度などの新しい制度<sup>\*1</sup>も視野に入れた効率的な公園づくりを目指していきます。

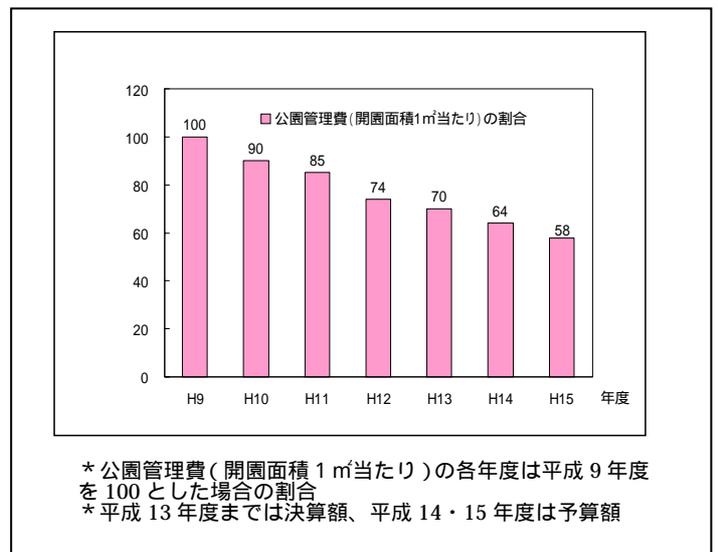
適正な維持管理と計画的な改修の推進

維持管理費は、平成 9 年度の単

図表 3 公園整備費の推移 (東京都公園審議会答申資料より)



図表 4 公園管理費の推移 (東京都公園審議会答申資料より)



位面積あたりの管理費を100%とすると、平成15年度には58%にまで減少しています。

公園としての適正管理の水準を維持するため、清掃や草刈の作業方法の工夫や回数の見直しなどを進めてきましたが、限界点に達しつつあります。公園の命である安全性や快適性の確保に努めることは行政の責務であり、計画的な改修と、維持管理費の減少に対応した事業手法の見直しや都民、NPO、企業との連携強化などを図っていきます。

### (3) 都民の知恵、労力、資金を生かすしくみづくり

ニューヨーク市のセントラルパークでは、荒廃した公園を再生し公園としての価値を維持するために管理機構を設け、企業や個人から資金を集めて運用する仕組みを作り上げました。この事例を典型として、アメリカでは民間が資金、労力を提供して公園管理や整備に活用しているという考え方があります。

国情の違いはあるものの、こうした事例を参考として、都民、NPO、企業の知恵、労力、資金などを受け入れ、効果的に活用していくシステムを検討していきます。

### (4) 規制見直しなどの制度整備

都立公園は都民共有の財産です。公園の価値を最大限に高めていくため、公園ごとの課題に対応した適正な規制と規制緩和に取り組んでいきます。

#### 公園機能増進への取り組み

都市公園法等の改正を踏まえて、公園の価値を最大限に高めるため、公園の特性を活かした、民間による新たな公園施設の設置や公園の利活用のあり方を検討するとともに、設置・管理許可処分基準の見直しを行います。

#### 適正な規制

ホームレスに対しては、その数の多い上野恩賜、代々木、戸山の3公園においてはホームレス地域生活移行支援事業の取り組みにより公園本来の機能の回復を図り、それ以外の公園においても自立支援施策との連携により適正な公園利用となるよう取り組んでいきます。

また、屋台等に対しては、公園の利用・公序良俗・公衆衛生等を考慮し、適正な対策を検討していきます。

#### 規制の緩和

これまで取り組んできた規制緩和の実績を踏まえた上で規制緩和の具体化を図り、それぞれの公園の特性に応じて民活導入を推進していきます。

## 3 多角的な視点による事業の展開

本マスタープランにおける公園づくりの基本理念及び目標は、従来型の公園事業の拡充に加えて、新しい公園の魅力や可能性の発掘を求めるものです。これまで積極的に掘り起こしてはこなかった公園資源の潜在的な魅力や可能性を、答申で示された5つの視点から見出し、最大限に引き出していきます。

### (1) 広域的な視点

東京の水と緑は、多摩丘陵、狭山丘陵に代表されるように行政境を越えて近県に連なる首都圏の環境インフラを形成しています。こうした水と緑の系は、一体的に保全し活用することによって真価を発揮します。

行政区域や管理区域の枠にとらわれず、水と緑の系を一体的にとらえ、関係事業者と連携しながら都立公園の位置づけ、果たすべき役割を考えていきます。

### (2) 地域的な視点

東京は、地域特性により大きく 5 つのゾーンに区分できます（参考資料 1）。ゾーンごとにその特性と課題は異なり、都立公園は、それぞれの立地に応じた地域の特性と課題を踏まえ、公園としての存在価値を問い直していかなければなりません。その際、周辺の道路・河川などの都市施設、産業施設、文化・スポーツ施設などと連携することにより相乗的に価値を高めていく可能性があります。

公園から地元自治体や関係施設にも働きかけ、連携して地域全体の価値を高めるような取り組みを検討していきます。

### (3) 貴重なストックを活かす視点

都立公園には、130 年の歴史の中で培われてきた 1,700 ヘクタールにも及ぶ貴重なストックがあります。このストックは、公的空間としての広がりだけではなく、豊かな自然資源、歴史・文化資源を包蔵した貴重な財産です。また、管理運営や人材育成のノウハウも、財産として蓄積されてきています。

既成観念にとらわれず貴重なストックとして活用していく方法を検討します。

### (4) 都民やNPOなどとの協働・連携の視点

これまで、都立公園の整備と管理は、行政の責務として行政主導で行ってきました。一方で、社会の成熟に伴って都民、NPO、企業の公園事業への参加意欲は高まり、資金、ノウハウ、労力などの提供と公園運営への参画意識が育ちつつあります。

こうした状況を背景に、行政主導の枠組みを見直して、都民、NPO、企業と協働・連携した公園づくりの可能性を追求していきます。

### (5) 公園緑地情報活用の視点

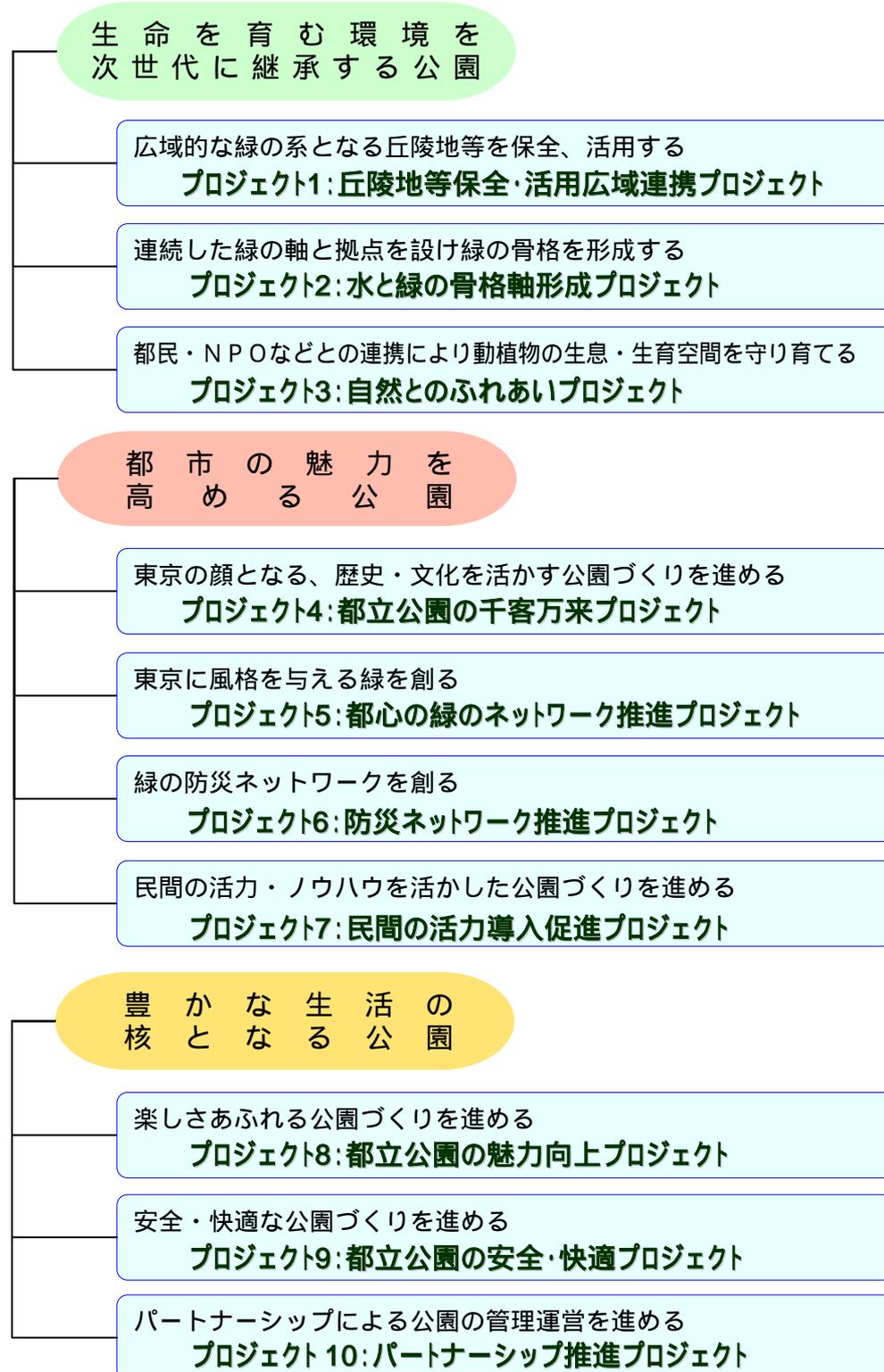
パークマネジメントの根幹を支えるのは、正しい情報の共有とそれに基づく公園評価です。公園を利用してもらうには、公園の魅力や楽しさが伝わらなければなりません。公園で課題となっていることは、都民にも理解と協力を呼びかけて解決していかなければなりません。また、公園に対する要望や提案は、迅速に公園管理者に伝わらなければなりません。こうした情報受発信を強化することにより、情報の共有化や客観的な評価が可能となり、利用者の満足度の高いサービスの提供につながるのです。

公園管理者と都民が情報を共有し、ともに公園を守り育てていく基盤づくりをすすめます。

### 第3 目標の実現に向けた10のプロジェクト

第1で示した基本理念及び目標の実現に向け、次のような体系化と具体的取組みの設定を行いました。今後、この体系に従い10のプロジェクトを展開していきます。

<体系図>



## プロジェクト1：丘陵地等保全・活用広域連携プロジェクト

### 《基本的考え方》

多摩丘陵や狭山丘陵など、都県境を越えた緑の回廊として連なる丘陵地を、関連自治体などと連携しながら、広域的に保全・活用していきます。

《指標》自然の満喫度・他縣市との連携度

### 《実施プログラム》

#### (1) 関連団体との広域連携による丘陵地の保全・活用

##### 広域連携協議会（仮称）による丘陵地の総合的な保全・利活用

関連自治体やNPOなどによる連携協議会を設置し、行政境を越えた広域的な緑を、共通の認識と方向性を持って保全・利活用する方策を検討していきます。

図表5 広域連携による緑づくりのイメージ



## (2)多様な生物の生息・生育環境を保全した丘陵地の公園緑地づくり

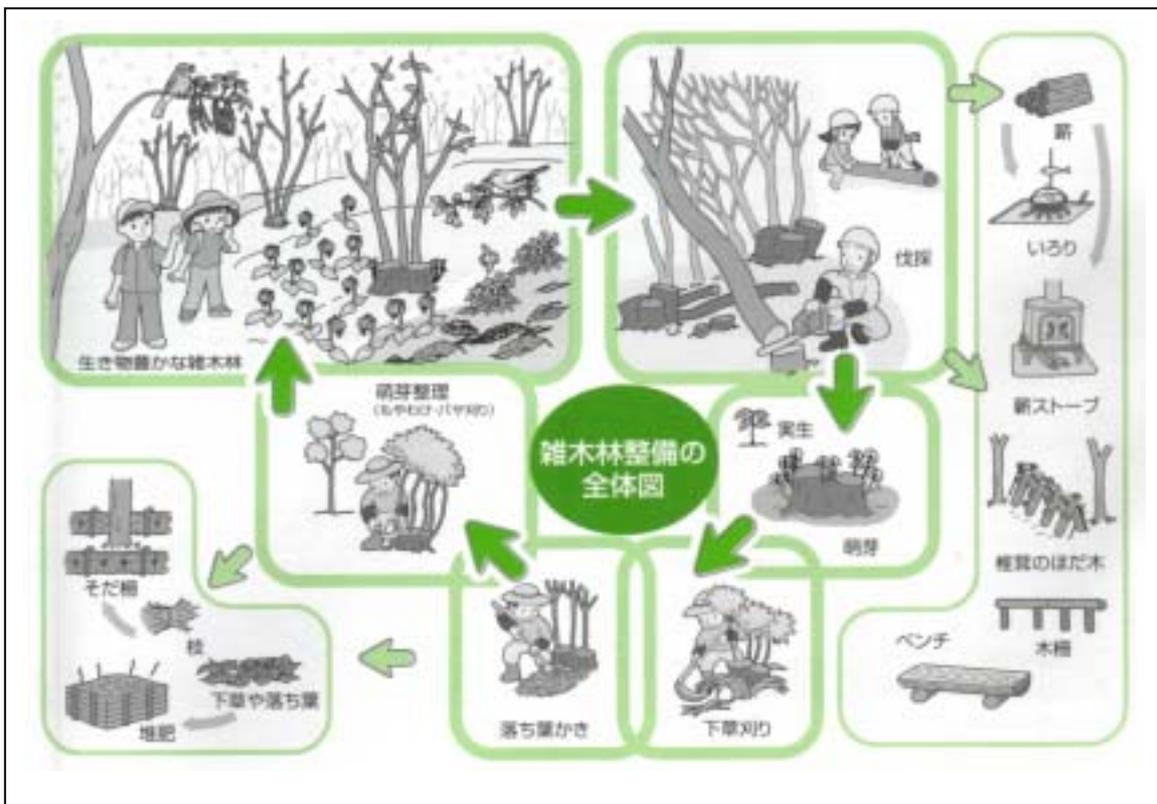
### 里山の環境を守る丘陵地公園の整備

小山田緑地、野山北・六道山公園など、自然豊かな丘陵地を公園として保全・整備をし、里山の環境を守っていきます。また、その自然資源を活かしたレクリエーションの場を提供していきます。

### 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新

里山としての自然環境を保全・回復するため、桜ヶ丘公園や野山北・六道山公園などでボランティアの協力を得ながら「萌芽更新」を実施し、雑木林の存続を図っていきます。

図表 6 雑木林の作業手順



### 都市近郊に残る緑地の保全

都市近郊に残された貴重な緑を開発などから守る、「緑地保全地域制度<sup>\*2</sup>」の活用について、関係部局や市町村と連携しながら調査・研究を進めます。

### NPO等との連携によるモニタリング調査

丘陵地公園において、希少種を中心とした動植物のモニタリング調査を行い、その動植物が生息可能な環境の保全と創出を図ります。調査は、NPOなどと連携して進めていきます。

## プロジェクト2：水と緑の骨格軸形成プロジェクト

### 《基本的な考え方》

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、大規模な公園、幹線道路、水辺空間などの公共空間を活用し、効果的かつ効率的に水と緑の骨格を形成していきます。

### 《指標》 緑の公的空間確保量

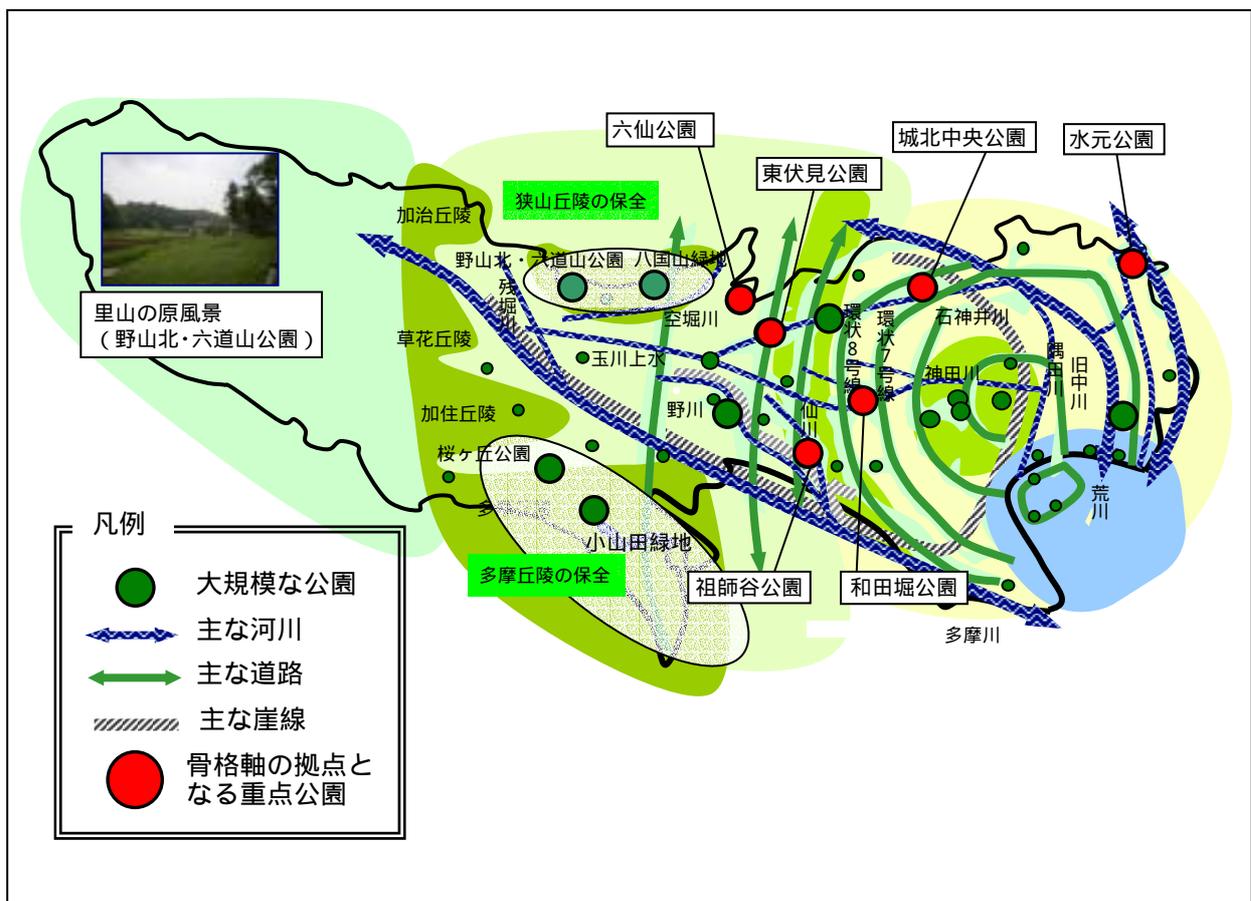
### 《実施プログラム》

#### (1) 水と緑の骨格軸の拠点の形成

##### 都立公園による緑の拠点の形成

東伏見公園や和田堀公園などを中心に、幹線道路や河川との緑のつながりに配慮した重点的な公園整備を進め、都民がやすらぎを実感できる緑の拠点を創出します。

図表7 東京の水と緑の骨格軸の形成



(2)多様な主体・手法による公園緑地整備

道路・河川との連携による公園整備の推進

東伏見公園と道路・河川事業、玉川上水緑道と放射5号線道路事業など、道路や河川と連携して効果的・効率的に事業を行うとともに、うるおいのある空間づくりを進めていきます。

図表8 道路・河川事業と連携した東伏見公園の整備イメージ

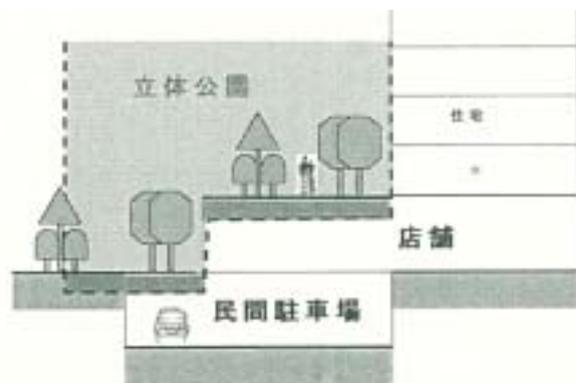


図表9 道路事業と連携した玉川上水緑道の整備イメージ



新しい公園化手法\*1の活用

多様な手法による公園化を図るため、まちづくり手法の導入による公園整備の促進策や、都市公園法改正を踏まえた立体都市公園制度などの活用について、土地所有者の意向や公園の担保性等の課題も踏まえ、都立公園での導入の可能性を検討していきます。



立体都市公園制度のイメージ  
(国土交通省資料より)

## プロジェクト3：自然とのふれあいプロジェクト

### 《基本的考え方》

里山の自然あふれる丘陵地公園、生物の貴重なオアシスである市街地の公園など、公園毎の特性を活かしながら、都民との連携により動植物の生息地の保全に取り組みます。また公園や動物園などで、自然学習や作業を通じて自然の大切さを伝える、普及啓発を進めていきます

《指標》自然ふれあい空間の活用度・保全計画エリアの面積

### 《実施プログラム》

#### (1)自然体験活動、環境学習の拠点としての公園の活用

#### 里山作業体験、自然観察会、環境教育プログラムの充実

野山北・六道山公園など丘陵地の公園を中心に実施している、学校の総合学習や都民と連携した、自然観察会や米づくりなど、体験を通じて自然の大切さを体感できるような取組みを拡充していきます。



子供たちの自然観察会



水田での米づくり体験

#### 多摩の森林の大切さを公園でアピール

上野恩賜公園園路舗装などにおいて、多摩産木材を利用し、多摩の森林の大切さをアピールしています。今後も、「森づくり推進プラン」(H16.4 産業労働局・環境局)に基づき、森林再生に貢献するため、都立公園内での利用について検討していきます。

## (2)都民・NPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

### 公園内の動植物の保全・育成活動の充実

赤塚公園のニリンソウ生息地や野川公園のホタル生息地の保全活動など、ボランティア団体やNPOと協働して、希少種の生息調査や身近な生き物の保全活動を実施します。また、石神井公園の水生植物保護のための水辺再生など、動植物の生息に配慮した自然豊かな公園を積極的につくり、維持していきます。

### 市民緑地制度<sup>\*3</sup>で緑を守る

公園計画区域内の良好な樹林地を守るため、現在4箇所の市民緑地を設置しています。今後とも、この制度を活用して、緑を守り、都民に新たな憩いの場を提供していきます。

### 取得済み公園用地の早期保全・活用

都民利用が求められている用地取得済みの未開園地について、事業着手の条件が整うまでの間、都民との協働によりプレ・パークなどで有効利用を図っていきます。現在の大戸緑地に加え、今後も協働の調整が進んだところから有効利用を図ります。

## (3)動物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発

### ズーストックの推進

動物園では、これまで指定されたズーストック種を中心に、アカガシラカラスバトなどの希少動物の保護増殖にも取り組んでいきます。また、研究機能を強化し、国内外の動物園や自然保護機関とのネットワークを深めて、野生動物の保護活動に貢献していきます。

### 地球環境の大切さが伝わる、楽しい動物園・水族園へ

動物園や水族園で、地球環境の大切さを感じてもらうために、動物たちに野生本来の行動を引き出す生息環境型展示施設の導入を引き続き進めていきます。また、生き物を通じた体験型教育プログラムを実施するなど、動物園や水族園ならではの情報提供に取り組んでいきます。

## プロジェクト4：都立公園の千客万来プロジェクト

### 《基本的考え方》

浜離宮恩賜庭園など、わが国一級の江戸の名園を保存・復元するとともに、上野恩賜公園や日比谷公園など歴史のある公園では賑わいを創出し、東京の顔として公園の魅力が一層高まるよう努めていきます。

《指標》東京の顔となる公園等の年間利用促進度・メディア出現度

### 《実施プログラム》

#### (1)文化財庭園の保全、再生、活用

##### 文化財庭園の復元・修復

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、保存管理計画を作成し、庭園内施設の復元・修復に努めていきます。平成16年度からの浜離宮恩賜庭園の施設復元など、国指定文化財庭園について再生・保全するとともに、周辺案内施設を整備し、庭園の魅力を一層高めていきます。

また、良好な庭園景観も重要な観光資源であるため、適切に管理し将来に継承していきます。

図表10 文化財庭園の保全、再生、活用（浜離宮恩賜庭園）



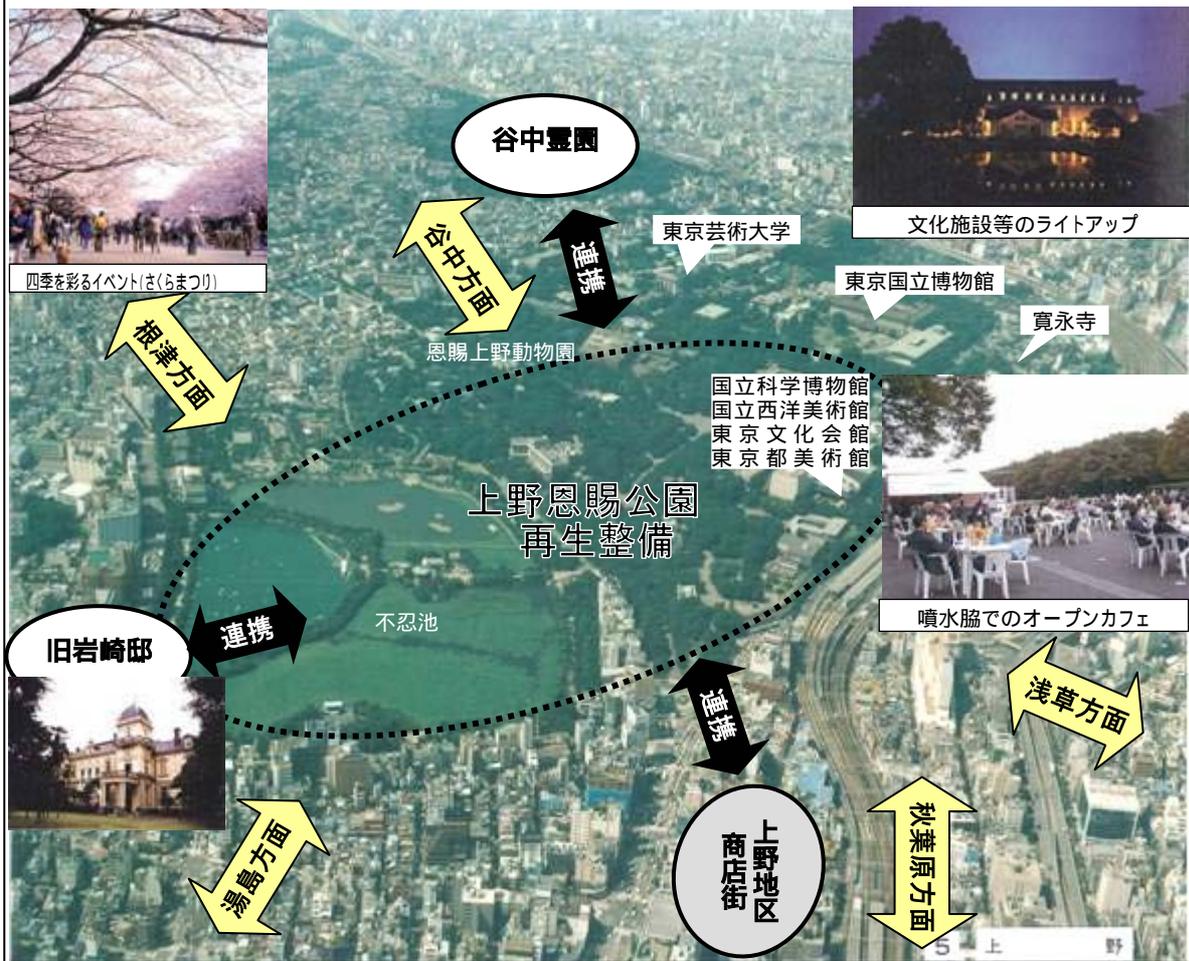
## (2)東京の顔となる公園の観光拠点としての活用

### 公園による東京の顔づくり

上野恩賜公園、日比谷公園など東京の顔となる公園では、地域と連携したイベントなどでにぎわいを創出し、魅力あふれる観光の拠点としていきます。また動物園などの施設でも、ユニバーサルデザインの導入を図るなど、外国人も含む多くの方にウェルカム的心を伝え、誰もが訪れたいくなるような観光の核となる施設づくりを目指します。

#### 上野地区の観光まちづくり

上野恩賜公園は、明治6年に日本で初めてできた公園の一つで、国立博物館や恩賜上野動物園など様々な文化施設が集まり、文化・芸術の発信拠点となっています。都は、上野公園の魅力をもつため再生整備計画を策定し、平成9年度から、博物館や美術館の改修にあわせた園地の再生整備に取り組んでいます。今後も引き続き、上野地区の観光資源としての価値が一層高まるよう、近隣文化施設、神社・仏閣、商店街等と連携し、公園を中核にした魅力あふれる地域の形成を目指していきます。



### 日比谷公園・皇居周辺の観光まちづくり

日比谷公園や北の丸広場をはじめとする皇居周辺は、日本を代表する都市景観を形成しています。これらが一体的な公園として機能するよう、国などと連携してサインの統一化などに努めていきます。

また日比谷公園では、日本で最初の洋風近代公園である歴史性をふまえながら、知名度の高さや恵まれた立地特性を活かし、イベントの誘致などにより、地域の魅力づくりや活性化に貢献していきます。



### 神代植物公園周辺の観光まちづくり

神代植物公園では、ライトアップや花の展示会など約4,500種10万株のストックを活かした普及啓発に努め、四季を通じて多くの人々に親しまれています。

地元企業や都民との連携で行っている「じんだいフェスタ」の開催やそば畑づくりなどの活動を今後も発展させ、深大寺や門前に連なるそばの店など周辺施設と連携し、武蔵野の森の面影を色濃く残した個性的な観光拠点づくりに取り組んでいきます。



### 年間パスポートなど企画入場券の開発

都立庭園や動物園等では、多くの方にもっと気軽に施設を利用していただくため、お得な料金設定による「年間パスポート」の発売を試行しています。今後も新しい企画入場券の開発を検討していきます。

### 観光案内機能の強化

地域と一体的な利用が図られるよう、主要な公園で旅行者に対して地域や観光施設、交通アクセスの情報を提供するなど、周辺地域まで含めた案内機能の強化を進めていきます。

## プロジェクト5：都心の緑のネットワーク推進プロジェクト

### 《基本的考え方》

東京駅前の行幸通りや神宮外苑のイチョウ並木、表参道のケヤキ並木など、東京を代表する緑の都市景観の保全に努めます。また、周辺事業者と協力して、公園周辺の緑地や再開発と一体となった、緑と文化にあふれる空間形成に努めていきます。

### 《指標》 緑陰都市形成度

### 《実施プログラム》

#### (1) 都心部の緑資源を活用した都市景観の向上

##### 街路樹による緑陰都市の実現

行幸通り、神宮外苑通り、表参道など歴史的な価値を持つ街路樹の再生や、緑陰効果の増大を図るための樹種転換を通して、風格ある都市の顔を創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に寄与していきます。

#### (2) 民間プロジェクト等と連携した新たな緑のネットワークの形成

##### 都心周辺における緑と文化のネットワーク形成の推進

都心周辺部の都立公園を核とする地域において、再開発や景観形成事業など周辺プロジェクトの事業者と協力し、既存の大規模公園や神社などの緑と再開発によるオープンスペースなどが連続する歩行者空間などで結ばれた、緑と文化を楽しむ都市空間の形成を進めていきます。

特に、代々木公園から青山霊園・六本木にいたる地域について、地元自治体や他の事業者働きかけ、緑と文化のまちづくり推進協議会を設立し、先行的に取り組めます。

##### 歴史の森としての青山霊園の再生

都心の貴重な緑地であり、数多くの著名人が眠る東京の歴史的空間である青山霊園から、「霊園」と「公園」が共存する場として再生していきます。

図表 11 緑のネットワーク形成のイメージ（青山霊園・青山公園周辺）



図表 12 歴史的墓所空間（青山霊園外人墓地）イメージ



## プロジェクト6：防災ネットワーク推進プロジェクト

### 《基本的考え方》

環状7号線周辺などの都立公園を救援・復興活動の拠点となる公園として位置付け、避難場所指定を受けている公園などとあわせて、首都東京を守る防災公園ネットワークを創っていきます。

### 《指標》緑の防災ネットワーク形成度

### 《実施プログラム》

#### (1)防災公園の整備、拡充

##### 救援・復興活動拠点となる都立公園の整備、拡充

救援・復興活動拠点となる都立公園では、公園区域の拡張を行うとともに、緊急車両等大型車両の出入りに対応した入り口の拡張、ヘリコプターの離着陸場としても使用可能な広場の確保、照明・放送施設などの整備を進めます。

##### 国との連携による東京臨海広域防災公園の整備

臨海副都心地区に計画されている「東京臨海広域防災公園」を、首都圏の基幹的広域防災拠点として、国及び都の役割分担のもと整備を進めます。

図表 13 緑の防災ネットワークの形成



## (2)災害時における公園の有効活用

### 都立公園震災時利用計画の策定

都立公園では、実際に大地震が発生した場合に備え、公園毎に地震発生からの時間の経過に応じた「震災時利用計画」の策定を順次進めています。東京都地域防災計画などで避難場所に位置付けられているすべての都立公園において策定し、防災訓練等を通じて実効性を高めていきます。

図表 14 都立公園震災時利用計画のイメージ



## プロジェクト7：民間の活力導入促進プロジェクト

### 《基本的考え方》

都立公園の魅力を一層高め、東京の活性化に寄与していくために、新しい施設の導入や魅力的なイベントの企画運営などに民間の資金、経営能力などを活かしていただくプロジェクトに取り組みます。

### 《指標》 民活導入促進度

### 《実施プログラム》

#### (1) 民間の活力、ノウハウを活かした公園施設の整備と管理

##### P F I的手法、ネーミングライツ等による民間活力の導入

利用率の低下や老朽化がみられる施設などの再生・リニューアルに、P F I的手法やネーミングライツなどの手法を活用し、民間資金等を導入していくことを検討します。

##### 広告規制緩和による民間資金の導入

恩賜上野動物園において老朽化などがみられる案内板等の再整備について一定の基準の下に広告掲示を認め、民間資金を導入していくとともに、他の有料施設においても同様の仕組みを検討していきます。

##### 民間によるイベントの積極的な誘致

民間との共同による企画運営も含め、利用者が楽しめるイベントを積極的に誘致し、公園の魅力を高めていきます。



多目的パークテントでの夜のガーデンパーティ（日比谷 100 周年記念事業）

期間限定で出店したオープンカフェ  
（日比谷 100 周年記念事業）



## (2) 指定管理者制度の導入によるサービスの向上

### 指定管理者制度の導入

これまで培ってきた公園管理の経験をいかしつつ、民間のノウハウを有効に活用して利用者サービスの向上に努めるため、平成 18 年度から指定管理者制度を本格導入します。

図表 15 指定管理者制度のあらまし

#### 指定管理者制度とは

平成 15 年 6 月地方自治法改正により創設。同年 9 月より施行。

公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行する制度。公の施設の管理運営について、民間事業者等の参入を可能とし、住民サービスの向上等を目的としたもの。

#### これまでの管理委託制度との違いは

指定管理者の範囲について、特段の制約がない

**管理受託の場合** <これまで>  
出資法人・公共団体・公共的団体に限定



**指定管理者の場合**  
議会の議決を経て指定(株式会社等も可)

指定管理者は、施設の使用許可を行うことができる(管理の基準の中で定める)

**管理委託制度**  
管理権限・責任は設置者が有する  
利用関係の設定の委託は不可



**指定管理者制度**  
管理権限を指定管理者に委任  
具体的な個々の使用許可を代行させる

#### 指定管理者制度の導入状況

都立公園の管理・運營業務に民間事業者も参入できるよう、東京都議会平成 16 年第 1 回定例会において東京都立公園条例を改正した。これを受け、第一号として、本年 7 月から新規開園した小山内裏公園において、公募の上、指定管理者制度を導入している。



## プロジェクト8：都立公園の魅力向上プロジェクト

### 《基本的考え方》

都立公園にある豊かな樹林、歴史的な遺産など公園の貴重な資源の価値を積極的に掘り起こす事業を実施し、楽しさあふれる公園を目指します。

《指標》公園の魅力度、魅力発掘事業の参加者数

### 《実施プログラム》

#### (1)都民ニーズの把握と施策への反映

都民のニーズに的確に応え利用者の高い満足感を得るため、来園者の「顧客満足度」の把握に努め、評価を次の施策に反映し、より良い公園に向けた継続的な改善に努めていきます。

#### (2)新しい公園の魅力発掘事業の実施

##### ヘブンアーティスト、ストリートペインティング、野外劇などへの場の提供

公園を新進・若手アーティストなど、芸術文化活動の場として活用し、公園の魅力を高めていきます。

##### ライトアップによる夜の魅力の創出

庭園や上野恩賜公園、水元公園などにおいてサクラやバラのライトアップ、コンサートなどのイベントを実施し、公園の魅力を創出していきます。

##### ドッグランの実施

都立公園では、駒沢オリンピック公園と神代植物公園において、適正利用とニーズ対応のため、ドッグランが実施されています。今後、地域的なバランスを考慮して、他の都立公園でもドッグラン設置に向けた条件整備を進めていきます。

##### 公園利用のアイデア募集

都立公園を舞台に、都民が自由な発想のもと公園で「やってみたい」というアイデアを募集し、都民自身の手で実現する仕組みの導入について、段階的に取り組めます。

##### 大規模花壇で公園を花いっぱい

葛西臨海公園での菜の花畑やポピー畑など、都民協働で育てる大規模花壇づくりのように、公園の新しい魅力や個性を引き出す取り組みを行っていきます。

#### (3)スポーツ施設の柔軟な活用と新しいレクリエーション需要への対応

スポーツ施設を有効活用するため、利用者の少ない時間帯について、野球場、サッカー場などの種目にこだわらない柔軟な利用の試行や、スクール利用などを図っ

ていきます。また、フットサルやプレイパークなど新しい需要に対応するため、公園施設の再整備時期などに併せ、施設の導入や場の提供などを検討していきます。

#### (4)根強い墓所需要への対応

都民の根強い需要に応え、今後とも安定した墓所供給を行っていくため、郊外霊園において限られた墓所区域を有効活用できる小区画墓所や合葬埋蔵施設などの提供について検討していきます。



ヘブンアーティスト



庭園のライトアップ(旧古河庭園)



葛西臨海公園大規模花壇

《基本的考え方》

都民が安全で快適に公園を利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、ホームレスなどの不適正な利用により公園本来の機能が阻害されないよう取り組んでいきます。

《指標》公園安全快適度、公園利用適正化度

《実施プログラム》

(1)公園の適正な利用の確保

ホームレス地域生活移行支援事業の推進

ホームレスの多い上野恩賜公園、代々木公園、戸山公園の3公園において、関係各局、特別区との共同による「ホームレス地域生活移行支援事業」を実施し、公園本来の機能の回復に取り組んでいきます。

上記以外の公園についても、自立支援施策との連携により適正な利用の確保に努めていきます。

屋台等に対する設置基準づくりの検討

屋台等に対しては、公園の利用・公序良俗・公衆衛生等を考慮し、都民のニーズに応じた新たな施設の設置等を検討していきます。

(2)安心、安全な公園とするための改修・維持管理

公園における危機管理の強化

安全・安心まちづくり条例に基づく「道路、公園、自転車駐車場に関する防犯上の指針」により、公園内の死角の解消等を図るなど公園の安全・危機管理対策の強化に努めていきます。また、公園管理に関わるスタッフの連携を高めることなどにより、危険や異常の事前予防、早期発見・対応に努めていきます。

公園アセットマネジメントシステムの構築

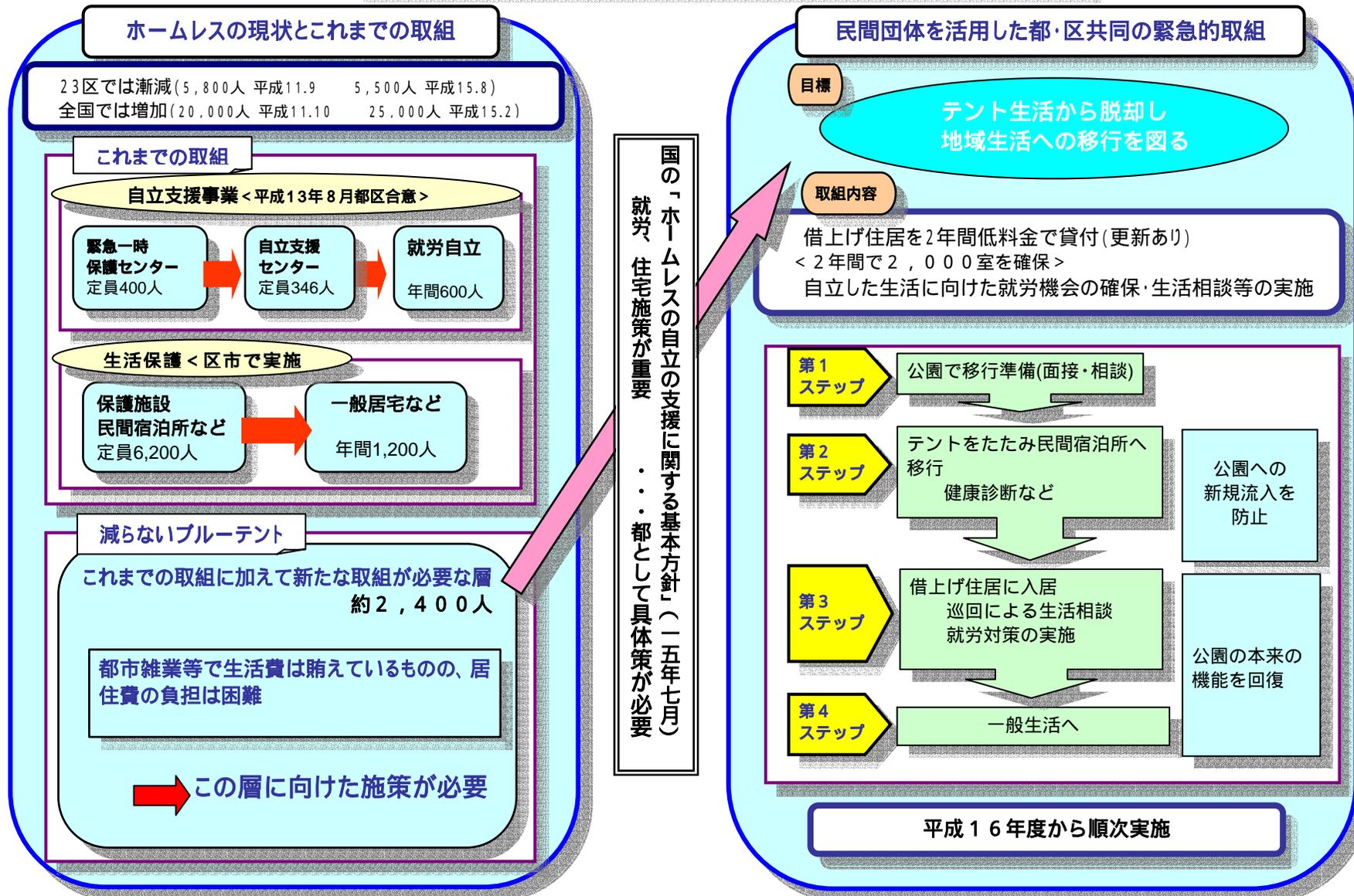
利用者が安全に安心して快適に利用ができるよう、公園施設を適正に維持補修するために施設の延命化やライフサイクルコストの削減を目指した維持管理手法（公園アセットマネジメントシステム）の構築を行っていきます。

利用しやすい公園等の整備

「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの発想のもと誰もが安全・快適に利用できるよう公園・動物園・霊園づくりを行います。既存施設については、まずバリアフリールートを定め、段差の解消や案内表示板の設置などの改修を行っていきます。また、老朽化した施設の計画的な改修などに取り組んでいきます。

図表 16 ホームレス地域生活移行支援事業

## ホームレス地域生活移行支援事業



## プロジェクト 10：パートナーシップ推進プロジェクト

### 《基本的考え方》

都民にとって都立公園がより身近な空間となるように、公園情報の受発信の強化に努めるとともに、民間の知恵、労力、資金を都立公園で活かしていただく仕組みづくりなど、都民、NPO、企業とのパートナーシップによる公園運営を目指していきます。

### 《指標》 市民との連携度

### 《実施プログラム》

#### (1)公園情報の受発信と管理所機能の強化

##### 情報受発信機能の強化

平成 18 年度からの指定管理者制度の本格的導入を契機に、指定管理者との連携による公園情報の受発信の強化に取り組んでいきます。様々な広報媒体を活用し、花の見ごろやイベント情報などを積極的に発信するとともに、公園の植物などの基礎的データの提供等も行っています。

##### 公園ボランティア活動の支援

公園内のボランティア活動をより充実していただくために、参加者同士の情報交換やネットワークの場づくりなどを行い支援していきます。

#### (2)都民からの寄付の受け入れ

##### 公園・庭園を守り育てる仕組みづくり

公園や庭園への募金や寄付を、運営や施設改善に活かす仕組みづくりを検討していきます。

##### 都民や企業からの寄付による公園施設の設置

平成 15 年度から開始した「思い出ベンチ事業」など、都民からの寄付により公園施設を更新し、利用者の満足も高まるような仕組みの導入を進めています。

##### 思い出ベンチ事業

この事業は、寄付者名（企業名・ロゴを含む）とメッセージを刻んだプレートを取り付けたベンチを寄付していただき、都立公園に設置していく事業です。平成 15 年度に日比谷公園と井の頭公園とで 200 基を募集したところ、東京だけでなく、遠くは大阪や高知の方からもご応募をいただきました。

今後は、他の都立公園や霊園でも「思い出ベンチ」の取組みを拡大していきます。



## 動物園サポーター制度の実施

恩賜上野動物園や多摩動物公園では、都民から資金の提供により、動物園を今以上に身近に感じ愛着を持っていただくとともに、飼育環境の充実を図り、多くの都民に支えられた動物園にしていくため「動物園サポーター制度」を展開しています。今後は、多くの皆様から支援をいただけるよう、参加の呼びかけを行っていきます。

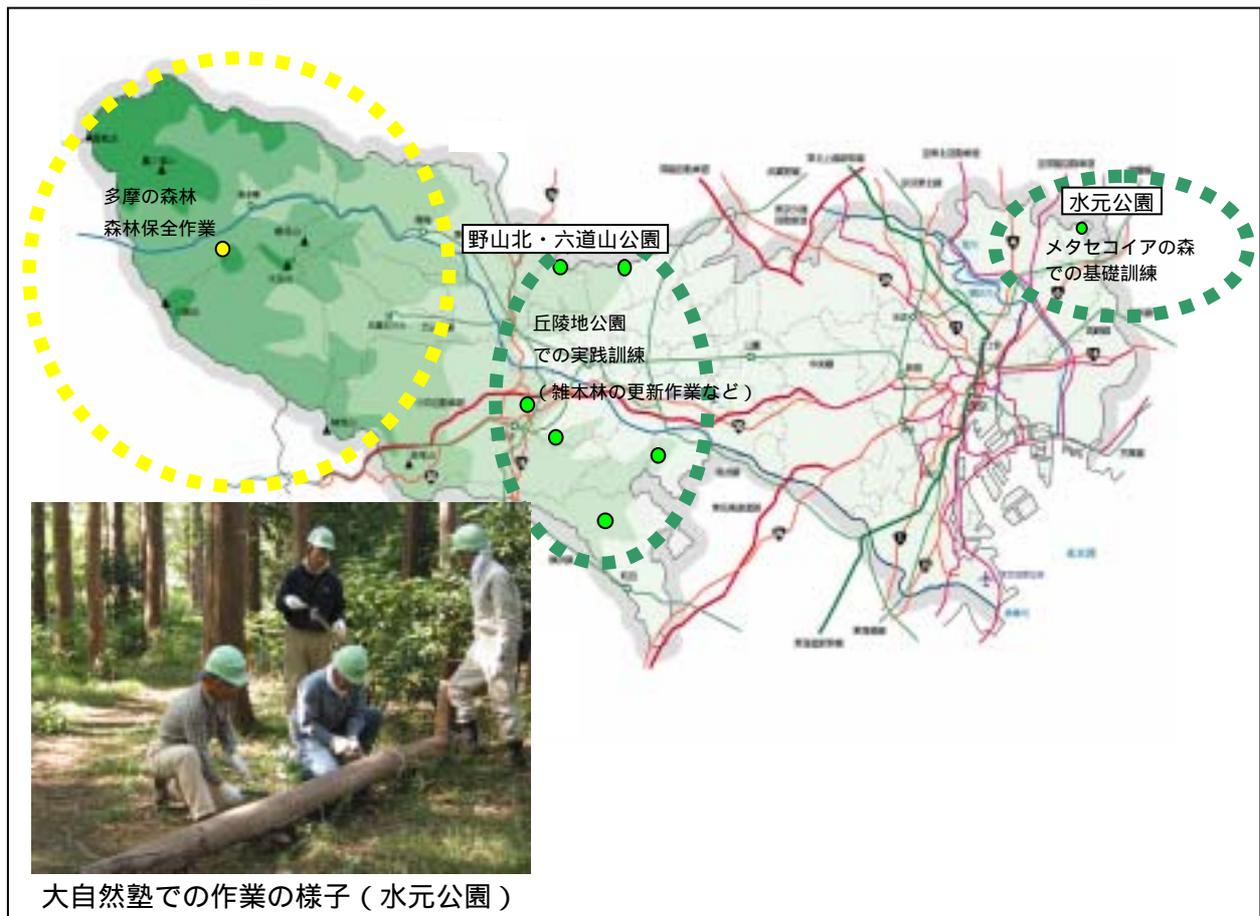
### (3)都民・NPO等との連携による公園づくりの推進

#### 大自然塾の実施 野山北・六道山公園、水元公園等

東京都では、青少年や都民の皆様が、草刈や間伐、枝打ちなどの森林作業や環境学習を通じて自然を学び、心身を鍛え、東京の自然と森林を守る「大自然塾」を展開しています。

水元公園で作業の基礎を学び、丘陵地公園（野山北・六道山公園等）で実践訓練を受けた後、奥多摩の森林や雑木林、都立公園内の樹林地の保全活動に参加していただいています。

図表 17 大自然塾の展開



## さらなる都民協働の推進

地域活動の担い手の幅が広がってきており、「22世紀の都市の森づくり」など都民協働による公園づくりを進めています。今後も、都民が自主的に公園の管理運営に参画していただけるような機会を用意し参加の呼びかけを行っていきます。

また、さらなる都民協働推進のため、パートナーシップによる公園運営のあり方を研究していきます。(参考資料2「パートナーシップ発展段階のイメージ」参照)

## 用語解説

### \*1 「新しい公園化手法」とは

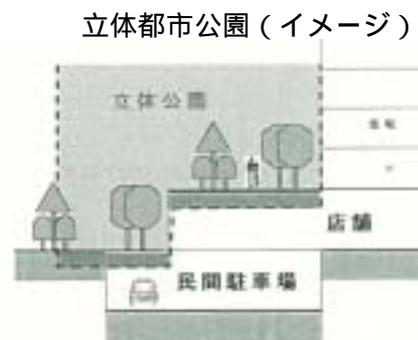
- ・平成16年6月に成立した改正都市公園法により制度化された、これまでより柔軟に公園化を図るための手法。

#### 立体都市公園制度

立体的な利用関係を明確化することで、多様な施設との複合利用を可能とする制度。

#### 借地公園制度

法改正により、貸借契約の終了・解除に伴い都市公園を廃止することが可能となった。これにより、土地所有者の理解を得やすくなることで、借地公園の開設がしやすくなる。



(国土交通省資料より)

### \*2 「緑地保全地域制度」とは

- ・平成16年6月に成立した都市緑地法(都市緑地保全法の改正)により、都市近郊に残る緑の保全を目的とした新しい制度。
- ・「緑地保全地域」とは、無秩序な市街地化や公害・災害の防止のため、地域住民の健全な生活環境を確保するために保全する必要があるものについて、東京都が都市計画に定める地区・地域。
- ・「緑地保全地域」では、地域ごとに定められる緑地保全計画に基づき、宅地造成や建築物の新築、木竹の伐採などの開発行為が制限される。
- ・土地所有者と地方公共団体等が協定を締結し、地域内の良好な管理を図る「管理協定制度」が導入される。

### \*3 「市民緑地制度」とは

- ・都市内の民有地の緑を確保し、住民に期限付きの公園機能の提供を行うことを目的に都市緑地保全法で設けられた制度。
- ・屋敷林、樹林地等の所有者と地方公共団体等が契約を行い、地方公共団体等が施設を整備し、市民緑地として一定期間(5年以上)管理し、住民に公開する。
- ・土地所有者には固定資産税や都市計画税の優遇措置が与えられる。

## 第4 各公園のマネジメントプランの策定

### (1) 各公園のマネジメントプランの位置付け

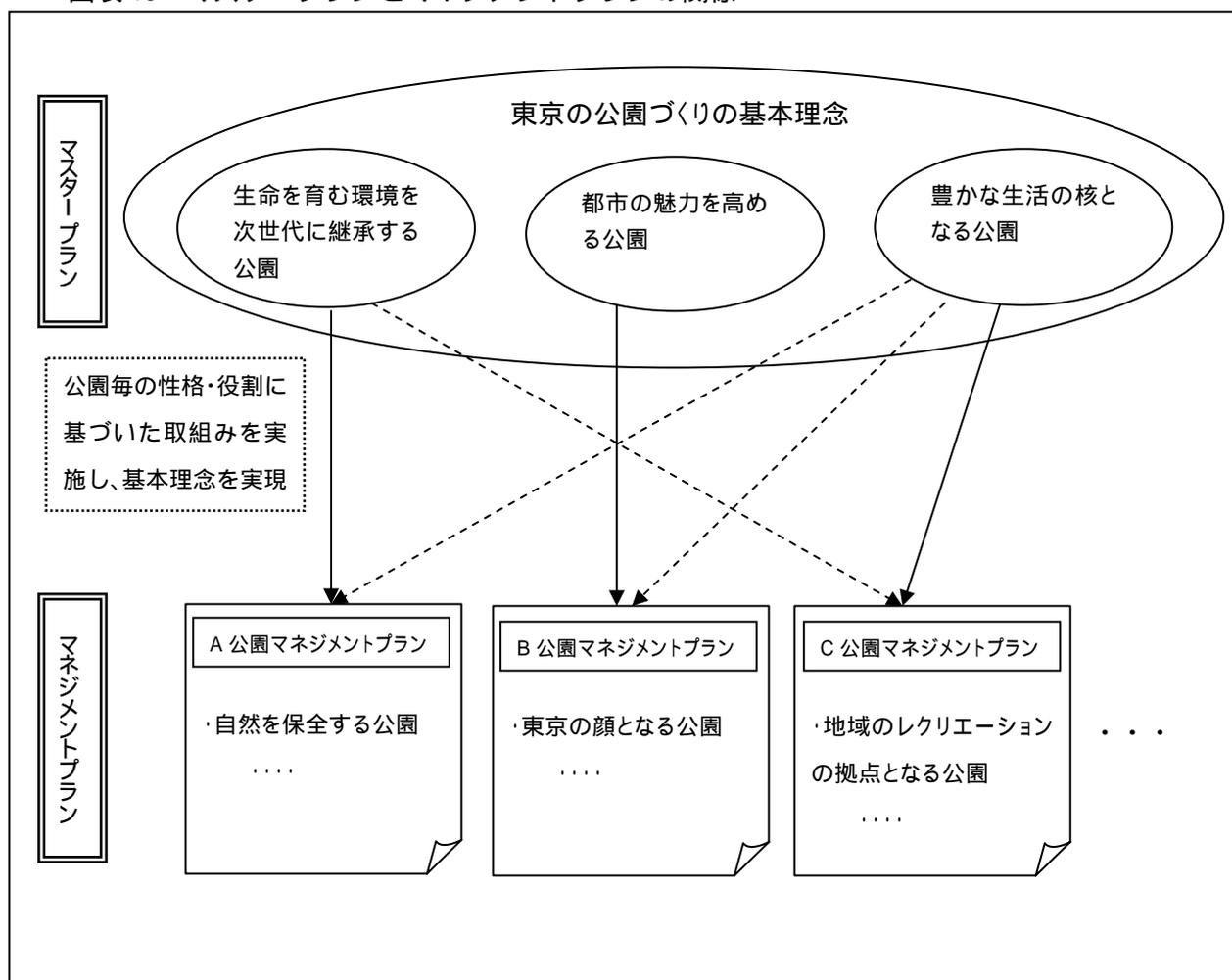
本マスタープランに基づき、引き続き、各公園のマネジメントプランを策定していきます。マネジメントプランは、マスタープランで示された都立公園全体としての3つの基本理念や公園づくりの10の目標を実現するための、各公園での取り組み方針となるものです。

### (2) 各公園のマネジメントプランで定める内容

各都立公園には、それぞれが違う立地条件や、開園から現在に至る歴史があります。

このため、マネジメントプランでは、公園ごとに、それぞれの特性を踏まえ、東京の顔となる公園、自然を保全する公園などの基本的な性格・役割を定め、今後10年程度を見据えた公園ごとの目標、新規整備や改修・管理運営の方針などを定めていきます。

図表 18 マスタープランとマネジメントプランの関係



## 資料1 「原案」に対する都民意見等の概要

東京都では、平成16年7月15日に「東京が切り拓く新時代の公園経営を目指して（パークマネジメントマスタープラン）原案」を公表し、東京都ホームページへの掲載などにより都民の皆様からの意見を募集いたしました。

短い期間にもかかわらず、多数のご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。ここでは、いただいた主なご意見の概要とそれに対する回答を紹介させていただきます。

### (1) 意見募集の結果

募集期間 . . . . . 平成16年7月16日～7月30日

意見等の件数 . . . . . 38件

### (2) 主なご意見の概要と回答

<b>&lt;基本理念について&gt;</b>
パークマネジメントの基本理念としては、大きな展望に基づく方向性の提示をすべき。原案では公園の中に限定されたような表現になっているため、「社会的存在としての公園の可能性」を広げるような表現を補足すべき。 基本理念の中には、少子・高齢社会の進行や環境教育の必要性、日本の技能伝承などの視点も必要ではないか。
ご意見を踏まえ、関係機関や周辺地域とも連携しながら東京の諸問題の解決に取り組む表現を加えました。また、少子高齢社会の進行や日本の技能伝承についてもその主旨を本文中に盛り込みました。
<b>&lt;パークマネジメントについて&gt;</b>
パークマネジメントとは何を指しているのかを、もう少し丁寧に説明すべき。
ご意見を踏まえ、パークマネジメントとは何かを説明する部分について、より丁寧な表現に改めました。
<b>&lt;少子高齢社会の公園について&gt;</b>
高齢者に公園の草花の手入れをお願いするとともに、汗をかいていただいた分だけ都の施設の入場券をあげるなど、インセンティブを促す仕組みを取り入れてはどうか。 各種専門家が多い高齢者が公園で活躍できるような取組みを積極的に進めるべき。 少子化対策として子供のいる母親にとって満足できる公園にしていくべき。
現在、都立公園、庭園、動物園では、多くの高齢者の方がガイドやボランティアとしてご活躍されています。今後ともユニバーサルデザインの発想のもと誰もが利用しやすい、安全、安心な公園づくりを進めるとともに、社会状況の変化による新たなニーズの把握に努め、それを公園に反映させるよう努めていきます。
<b>&lt;公園評価制度について&gt;</b>
公園評価制度の導入は必要。利用者や住民が公園の管理・運営を評価できるようにして欲しい。 公園評価制度の導入は、非常に難しい課題であり、十分研究する必要がある。 パークマネジメントの目標を達成するためのシステム運営が機能しているか、それを改善するしくみを評価することが重要。その内容を具体的に示すべき。 評価指標体系について、計画内容の検証が可能な体系になっていない。計画に規定した内容の達成状況がきちんと検証できるような評価体系が必要。 指定管理者制度の導入を踏まえ、コスト削減、管理者の自己研鑽等の仕組みなど、経営的な視点からの評価も必要。 都民の意見を反映した公園づくりもよいが、都民に対し公園の存在意義をきちんと伝えることも大切。
公園評価制度については、その必要性を認める意見を多くいただきました。 一方、評価制度の詳細については非常に難しい課題なので慎重に取り組むべきとの意見をいただきました。 これらのご意見を踏まえて、都民・NPO等と連携した公園評価の方法などについて今後検討を進め、より良い評価制度の構築に努めていきます。

### < 指標について >

公園経営というなら、費用対効果など、指定管理者制度にも有効で、都民にわかりやすい指標、目標を設定して欲しい。

基本理念の実現度を今回示された指標で計ることに疑問がある。例えば、他縣市との連携や民活を進めても、それは手法にすぎず、中身が伴わなければ基本理念は実現しないのではないかと。また、指標と各プロジェクトとの相関を分析した上で、手法として採用した各プロジェクトの有効性も含めて検証する仕組みでなければならない。この点については是非とも再考すべき。

指標の提案はあるが、計画期間内の達成目標、評価基準等を定量的に示さないと、評価につながらないのではないかと。

指標の中には、都立公園だけの取組みでは達成不可能なことがある。この点、どのように評価、検証、反映を行っていくのか。

指標の詳細と目標の設定については、ご意見も参考にしながら、今後評価制度の詳細の検討を進める中で具体的に定めていきます。

### < 都民や他の事業主体と連携した取組みについて >

プロジェクトについて、他部局や区市町等関係機関への働きかけなどを、本計画の中で位置付けることができればより望ましい。

都庁内での連携について、言葉だけでなく、例えば教育庁と連携した公園内での環境教育を行う施策など、本当の意味での連携施策を打ち出すべき。

今後、都立公園の整備管理に関わる行政や都民等が主体となって周辺の緑を増大させる施策や活動を積極的に誘導するアクションを起こすことも重要。

都立公園を中心に骨格とみなす範囲の目標とするみどり率や、都立公園周辺に官民間問わず整備・確保された緑の量など、都立公園が骨格形成を誘導している効果が追跡できるようにすべき。

本マスタープランでは、広域連携による丘陵地等の緑の保全・活用や地域と連携した観光まちづくり、民間プロジェクト等と連携した緑と文化のネットワーク形成などを取組みとして掲げています。ご意見を踏まえ、公園から関係機関や周辺地域に働きかけていく姿勢を一層明確に表すため記述を加えました。

### < 景観緑3法について >

国では景観緑3法により様々な新しい制度を創設しているが、それに対応した記述がほとんど無い。新制度の活用についても今後の検討課題とすべきである。

立体公園制度の活用は東京都のような大都会でこそ有効だと考える。都心部の公園で率先して取組み、新しい公園モデルを東京から発信していったらどうか。

都立公園では、都市公園法の改正を踏まえた立体公園制度など新しい制度の活用も視野に入れた効率的な公園づくりを目指していきます。ご意見を踏まえ、立体公園制度がわかりやすく表現できるようイラスト等を加えました。

### < 丘陵地等の保全・活用について >

訪問者も投資効果も少ない丘陵地公園の整備には疑問を感じる。新たに山林を切り開いてまで公園を開発しても環境保全にならないのではないかと。また、整備に際しては地元住民や生態系の専門家の意見を聞くべき。

都心の一部の公園だけでなく、多摩部の公園がもっと注目されるような施策を考えるべき。

環境学習について、子供達が公園を自然体験の場として活用することは大切である。

丘陵地の公園は、豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、自然観察会や米づくりなど都民の自然体験活動の拠点として重要な役割を担っています。今後は、都民・NPO・地元自治体などと協力しながら谷戸や雑木林などの自然回復に一層取り組むとともに、環境学習の拠点としても学校との連携強化などに努めていきます。

### <防災ネットワークの形成について>

防災ネットワークプロジェクトには、区市町村の公園とのネットワークの考え方が示されていないが、これは絶対的に必要。

大規模な震災の発生時には都立公園が重要な役割を担う。緊急時の利用計画などハード面の対応については、おおいに早期実現を期待する。

阪神・淡路大震災でも見られたように、災害時には地域住民同志の連携協力が不可欠である。防災訓練も重要な準備のひとつであると思うが、緊急時に迅速に対応できる連携体制の整備など、管理者と地域住民等との日頃からの関係強化の視点も必要。

防災ネットワークが災害時に十分機能するためには、区市町村との役割分担や地域住民との連携は不可欠と考えています。都立公園震災時利用計画では、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画での位置づけを踏まえて策定作業を進めています。今後は、地元自治体とも連携しながら公園管理者と地域住民等との日頃からの関係強化について検討していきます。

### <公園の観光利用について>

千客万来プロジェクトの中に、庭園などで意図された景観を保全するための植生管理の必要性について補足すべき。

東京の顔となる公園として、上野、皇居周辺、水元などすでに魅力が出来上がっている公園をあげているが、むしろ特徴のない多くの公園について隠れた魅力を引き出すような努力が重要。

道路から公園までの案内が十分でなく駐車場に辿り着くまでにけっこう時間がかかる。都立のなかでも大規模な公園では道路への案内標識の整備を進めたら良いのではないか。

本マスタープランにおける「都立公園の千客万来プロジェクト」を進め、地域とも連携して公園の隠れた魅力を引き出すとともに、都立公園までの案内サイン等の充実について道路事業者等とも連携して取り組んでいきます。また、ご意見を踏まえ、文化財庭園における植栽、景観も重要な観光資源であるとの記述を加えました。

### <民活導入の促進と規制緩和について>

既設公園を活性化するため、公園の規制緩和の積極的な推進を図るべき。また、利用頻度の高い公共公益施設と公園の共存を図るなどコミュニティの核としていくべき。

公園の中にレストラン、カフェテラス、といったサ - ビスを望む声は多い。法や条例の大胆な改正によって都民にニーズに応じていく態度を明確に打ち出してほしい。

都立公園としての役割やこれまでの経験を踏まえつつ、公園に指定管理者を導入する狙いや求める姿等を総合的に示した上で民間のノウハウを活用すべき。

指定管理者とこのマスタープランとの関係をもっと明快に示すべき。

都立公園では、公園の価値を最大限に高めるため、公園ごとの課題に対応した適正な規制と規制緩和に取り組んでいきます。

また、指定管理者制度の導入に際しては、都立公園の役割やこれまでの経験を踏まえた上でサービスの向上を図ることを本文中に加えました。なお、指定管理者と目標を共有化していくため、本マスタープランにもとづき、今後公園ごとのマネジメントプランを順次定めていきます。

### <公園の魅力向上について>

都立公園は、広大な面積があるのに十分な利活用がされていない。もっと楽しく公園を活用できる仕掛けを作って欲しい。

今ある公園は、緑はあっても、一種の飾り物のような感じで、自由に触ったり、採ったりすることができない。もっと、身近に触れ合える公園が増えてほしい。

都立公園には禁止事項が多い。利用者の視点に立った公園運営を進めてほしい。

マンションやアパートに住んでいてあまり土にさわるチャンスのない人や、体の不自由な方々が、散策したり花壇づくりに参加できる、行くのが楽しみな公園にして欲しい。

札所めぐりやウォークラリーなど公園利用者の増加を促すイベントを企画実施すべき。

都立公園では、これまでヘブンアーティストへの場の提供やライトアップなど公園の魅力創出に努めてきました。今後は、本マスタープランの「都立公園の魅力向上プロジェクト」として、より一層の都民ニーズの把握と施策への反映を進め、楽しさあふれる公園にしていきます。

### <安全・快適の確保について>

近年、公園はホームレスの住みか、不良のたまり場等と言われ、暗いイメージで報道されることが多い。もっと積極的に活用しないとますます近づくにくくなってしまふ。

一般都民の関心が高い、ホームレス問題や犯罪の場とならない安全性確保の問題など根本的な問題解決を重視すべき

青山霊園は現状暗く、休憩所もなく、園内は凹凸が多く歩きにくい。再生計画に期待する。

「公園のアセットマネジメント」では、樹木等植栽そのものについても公園のアセット（資産）と捉え、適切なマネジメントを推進すべき。例えば、パリ市で行っているICタグのようなチップを活用した樹木管理の仕組みを検討してはどうか。

最近、維持管理コスト縮減のせいか植物の管理水準が以前に比べ低下し、荒廃した印象を受ける。公園の魅力のうち大きなウェイトを占める植物管理をしっかりとやるべき。

公園の安全性や快適性の確保に努めることは行政の責務であり、計画的な改修と維持管理費の減少に対応した事業手法の見直しや連携強化を図っていきます。

### <パートナーシップの推進について>

連携・協働をボランティアと混同している記述が多く見られる。例えば、民間企業との協働・連携について、人も資金も技術も企業に委ねるような方法では、真の意味での協働・連携とは言えない。

市民との連携についてボランティアとして便利に使って良いというのではない。協働の範囲を定め、きちんと予算化していくことが必要。

サポーター制度を継続していくための取り組みが大切。アメリカの動物園では、寄付者に喜んでいただけるちょっとした企画を行い、寄付マインドを喚起している。

パートナーシップを築くためには、具体的に何をしたいのかを説明するとともに、お互いにパートナーを育てていく姿勢が必要。その点、本マスタープランの記述はあいまいなのではないか。

都立公園では「パートナーシップ推進プロジェクト」を進め、公園ボランティア活動への支援や都民からの寄付の受け入れなどを通じて都民、NPO、企業とのパートナーシップによる公園運営を目指していきます。今後、個別公園のマネジメントプランを策定する中で、公園ごとの協働・連携のあり方について具体的な検討を進めていきます。

### <公園ごとのマネジメントプランについて>

マスタープラン原案は総花的。今後、公園ごとに目標をつくる中でその欠点を解消し、公園ごとの認識と位置付けをしっかりとつけて欲しい。

公園別マネジメントプランをつくる際には、専門家だけではなく、普通の人の意見を入れるべき。時間と手間をかけ、じっくりとまとめることが大切。

「公園マニフェスト」といえるようなプランを考え、今後の計画、都民との協働・連携方法、評価方法なども記述すべき。

公園ごとに地域の誇りとなるようなキャッチフレーズを考えてはどうか。例えば、バラの神代、花しょうぶの水元のような。

公園別のマネジメントプランの策定にあたっては、今回いただいたご意見も参考にしながら検討を進めていきます。

## 資料2 「都立公園の整備と管理のあり方について」答申（概要）

都立公園の歴史は、明治6年の太政官布達に基づき、上野寛永寺等が東京府の公園として指定されたことに始まる。その後関東大震災、第二次世界大戦、東京オリンピック等時代の変遷を経て、現在では75公園、約1,700haが開園され、多くの都民に親しまれるとともに、東京のまちづくりに大きく貢献してきた。しかし、長い歴史をもつ都立公園も、自然環境の減少、物の時代から心の時代へと変化する価値観、協働型社会形成への動き、経済情勢の変化などの状況にあつて様々な課題に直面しており、これからの明確な将来ビジョンをもった公園緑地行政を進めるための道筋を、公園審議会に諮問したものである。

### 経営的な発想「パークマネジメント」への転換

答申では、東京の公園緑地づくりを考える視点として、次の5つを掲げ、これらに基づく東京都の公園緑地づくりの基本理念を「公園緑地から始まる緑の都市再生」とした。

#### 1 生命都市をつくる

・持続的な発展が可能な社会に向け、ヒートアイランド現象への対応や、多様な動植物が生息生育できる環境を確保するなど、生命を育むといった視点が不可欠である。

#### 2 都市再生を支える

・国際都市としての魅力や風格づくり、防災性の向上、地域とまちの自然や個性を踏まえ、他の都市施設と連携・協力し、都市再生を積極的に支えていく必要がある。

#### 3 心を豊かにする

・物から心の重視へと価値観が変化している中で、今後は緑の質を重視し、多様なニーズに対応したライフスタイルの実現の場、コミュニティの拠点として機能させる必要がある。

#### 4 協働・連携を進める

・協働型社会においては、計画から整備、維持管理に至るまで、都民・NPO・民間企業などとの協働・連携により進める必要がある。

#### 5 ネットワークをつくる

・首都圏レベルから身近な生活の中心となる地域レベルまで、さまざまなレベルでネットワークを構築する。公園緑地を支える人々の連携のネットワークなども作り出す必要がある。

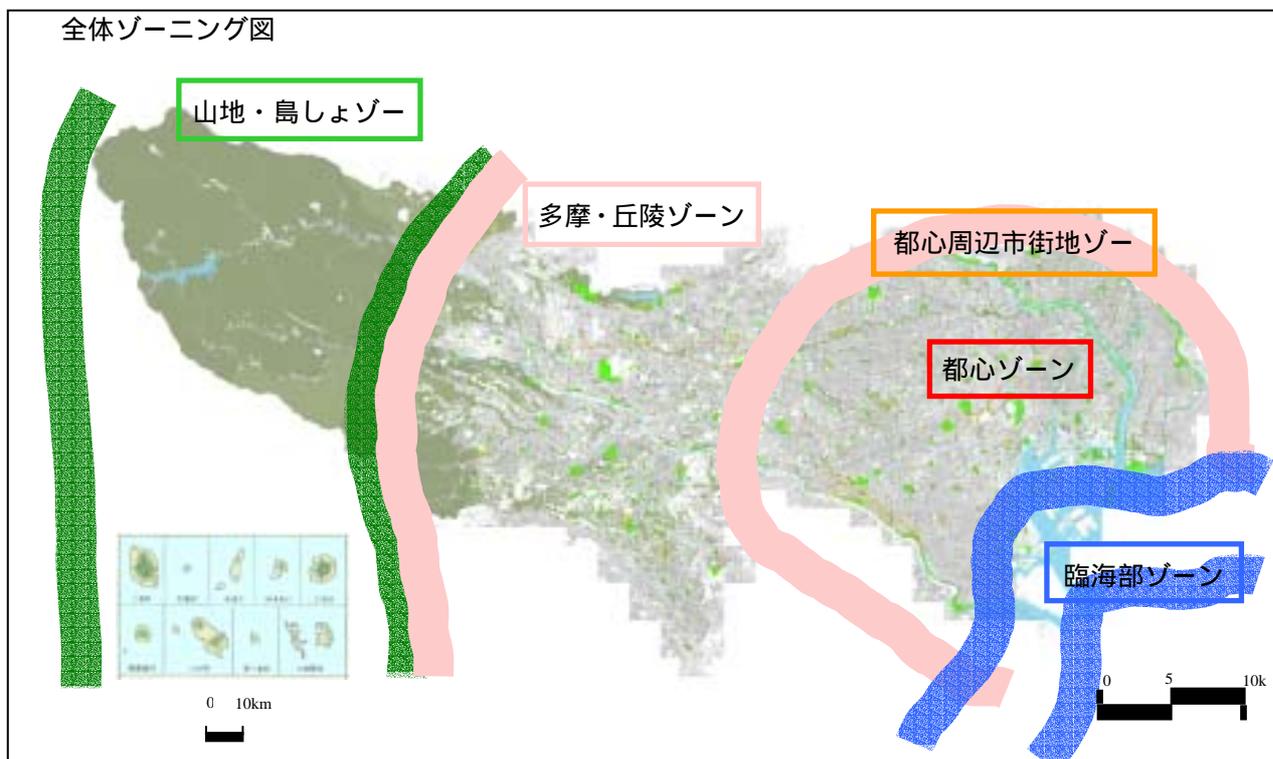
そして、今後の都立公園の整備と管理のあり方を、行政的な整備と管理から、より良い公園緑地サービスを提供していくという経営的な発想である「パークマネジメント」へ転換すべきと提言した。

ここで、「パークマネジメント」とは、公園を単体としてだけ捉えるのではなく、広域的あるいは地域的に連携しながら、今ある資源、財源、人材や情報などの効率的かつ弾力的な活用を図り、良好な都市の環境づくりや新しいライフスタイルを実現するための拠点とするなど、積極的に質の高い公園緑地サービスの提供を目指し、都民やNPOなどと協働しながら計画・整備し、管理運営するという経営的な発想を意図する考え方である。

この「パークマネジメント」について、答申は次の5つの取組みを掲げている。

第1 広域的な視点に立ったマネジメント 丘陵地、河川や道路、東京湾岸の自然など、広域的な緑の保全・創出・活用により、行政界を越えて連なる水と緑のネットワークをつくる取組みを進める。

第2 地域的視点に立ったマネジメント 東京を5つのゾーンに分け、地域特性に応じた公園緑地づくりを進める。



第3 貴重なストックを活かすマネジメント 庭園などの文化資源の活用、自然資源の回復と活用など、公園に関わるあらゆるストックを活かす。

第4 都民やNPOなどとの協働・連携によるマネジメント 協働に必要な仕組みづくりや、公園のサポーターの拡大、民間企業のもつノウハウの導入などにより、効果的な公園緑地づくりを進める。

第5 幅広い公園緑地情報のマネジメント 協働を進めるための情報公開、都民ニーズを的確に把握し活用するための情報計画、公園資源のデータベースづくりなどを進める。

#### 「マネジメントのマスタープラン」の策定と「5つのリーディングプロジェクト」の実施

答申は、これらのマネジメントを一貫した方針により進めるため、都立公園に係る行政運営の基本方針となる「都立公園全体のパークマネジメントのマスタープラン」と、個々の公園の経営指針となる「公園ごとのパークマネジメントのマスタープラン」の策定を求めている。

また、先駆的な取組みとして、「他縣市などとの連携による、多摩丘陵から三浦半島にかけての丘陵地の緑の保全・活用」、「緑のネットワーク化による、代々木公園・明治神宮から青山霊園・六本木地区にかけての緑豊かで歩いて楽しめる都市空間の創出」、「民間参入による利用促進」など、従来の枠を超えた取組みを含む5つのリーディングプロジェクトを提案している。

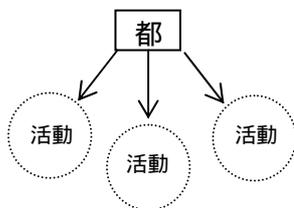
### 資料 3

## パートナーシップ発展段階のイメージ

都立公園での都民、NPO等の活動は様々です。行政とのパートナーシップによる公園運営のイメージを4段階で整理しました。段階が進むにつれて、組織の活動領域は広がる一方で、団体が負う管理運営上の責任も増加します。

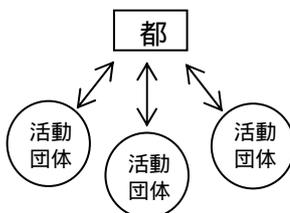
#### < 第一段階イメージ >

・行政主導で募集、組織されたボランティアの会など



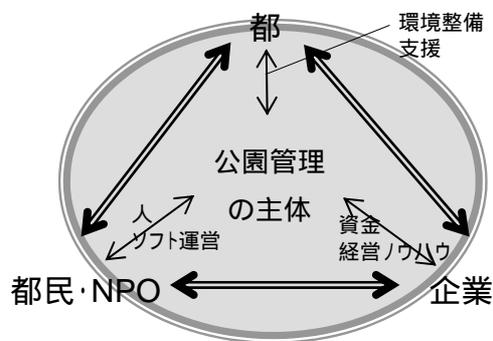
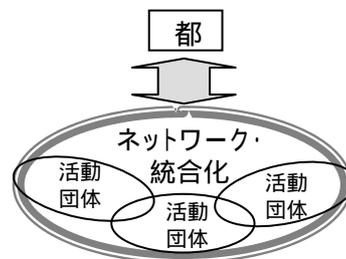
#### < 第二段階イメージ >

・NPO、都民、企業等  
などが公園をフィールドとして自主的に活動している



#### < 第三段階イメージ >

個別の団体がネットワークをつくり、共調して公園内での公益的事業を行っている



#### < 第四段階イメージ >

・都、都民・NPO、企業が協働・連携し、それぞれ相応の責任を担いながら対等な関係で公園を管理運営している